

子ども・ほっとそうだん 通信 第5号



新しい年をむかえ、みなさんは、どんな年にしようか、考えましたか？

『子ども・ほっとそうだん』では、みなさんが生まれながらにして持っている、子どもの権利を大切に、どんなお話でもひみつを守って聞いています。

みなさん一人ひとりのこうなったらいいなを聞かせてね。



『子どもの権利』を知っていますか？ ⑤

『子どもの権利条約』の4つの原則(基本的な考え方)のうち、最後の4つ目は、「子どもの意見を大切にすること」です。子どもは、自分に関係のあるすべてのことについて、自由に意見をいうことができ、おとなはその意見を子どもの年れいや成長に応じて、しっかりと尊重(大切に)する、という原則です。たとえば、毎日のくらしのことや、習い事、家でのルールを決める時など、あなたの意見が大切にされる権利があります。また、学校のルールや公園など、子どもの意見を聞いていっしょにつくっているところもあります。国(子ども家庭庁)、埼玉県、朝霞市でも子ども・若者の意見を聞いていることがあります。みなさんも自分の意見をぜひ伝えてみてください。

しかし、かんちがいしないしてほしいのは、子どもの言いなりになることを大人に求めているのではないということです。子どもの意見と大人の意見がちがった時は、おたがいの意見や気持ちを大切にしながら十分に話し合い、おたがいが納得できることが大切です。



子ども・ほっとそうだん



相談方法

電話

会って相談
(予約してね)

手紙

相談
フォーム

☎ 048-423-4120

せんもん 専門の相談員は水曜日・金曜日

午前9時30分～午後4時30分 ※祝日、年末年始はお休みです。

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分も電話できます。



相談フォーム

